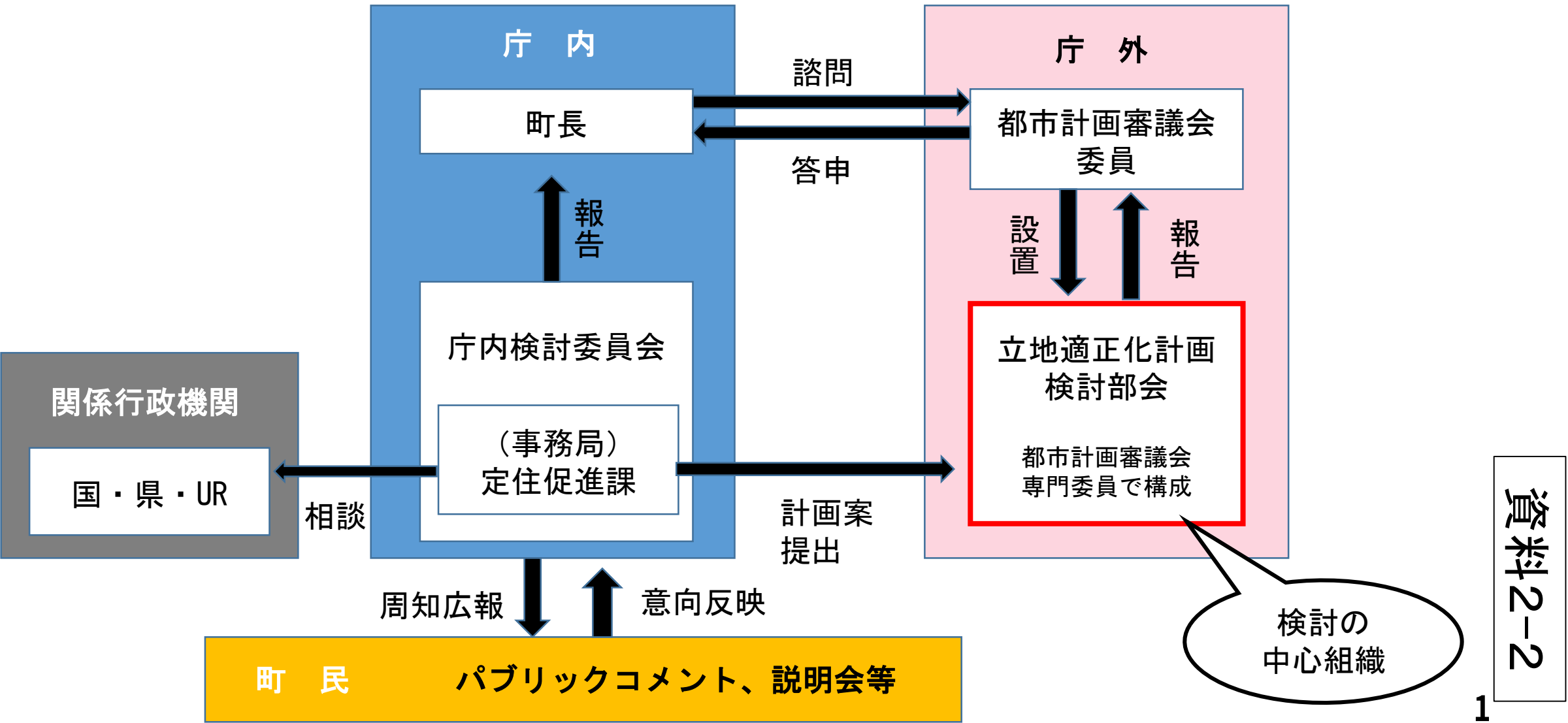
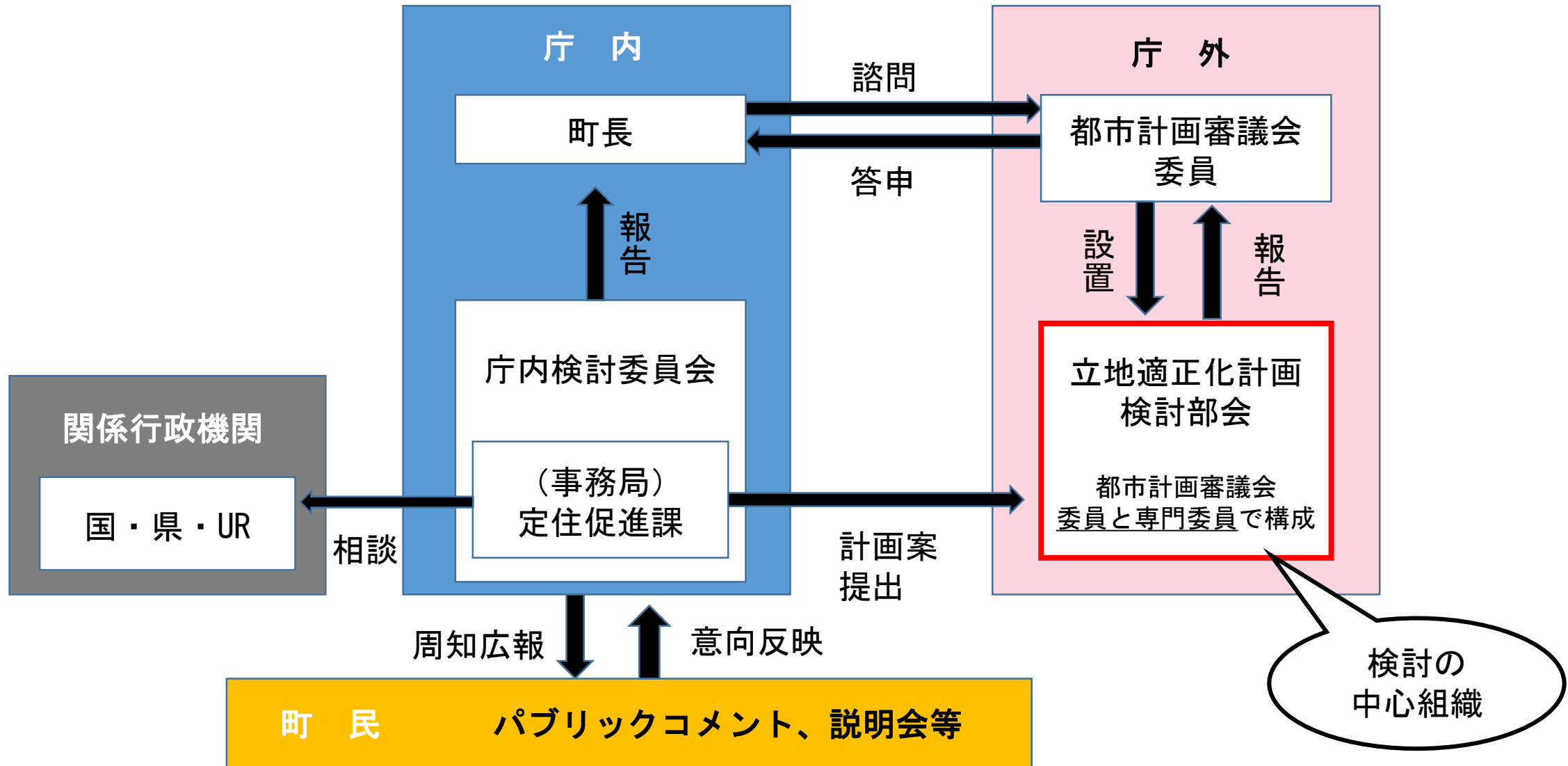


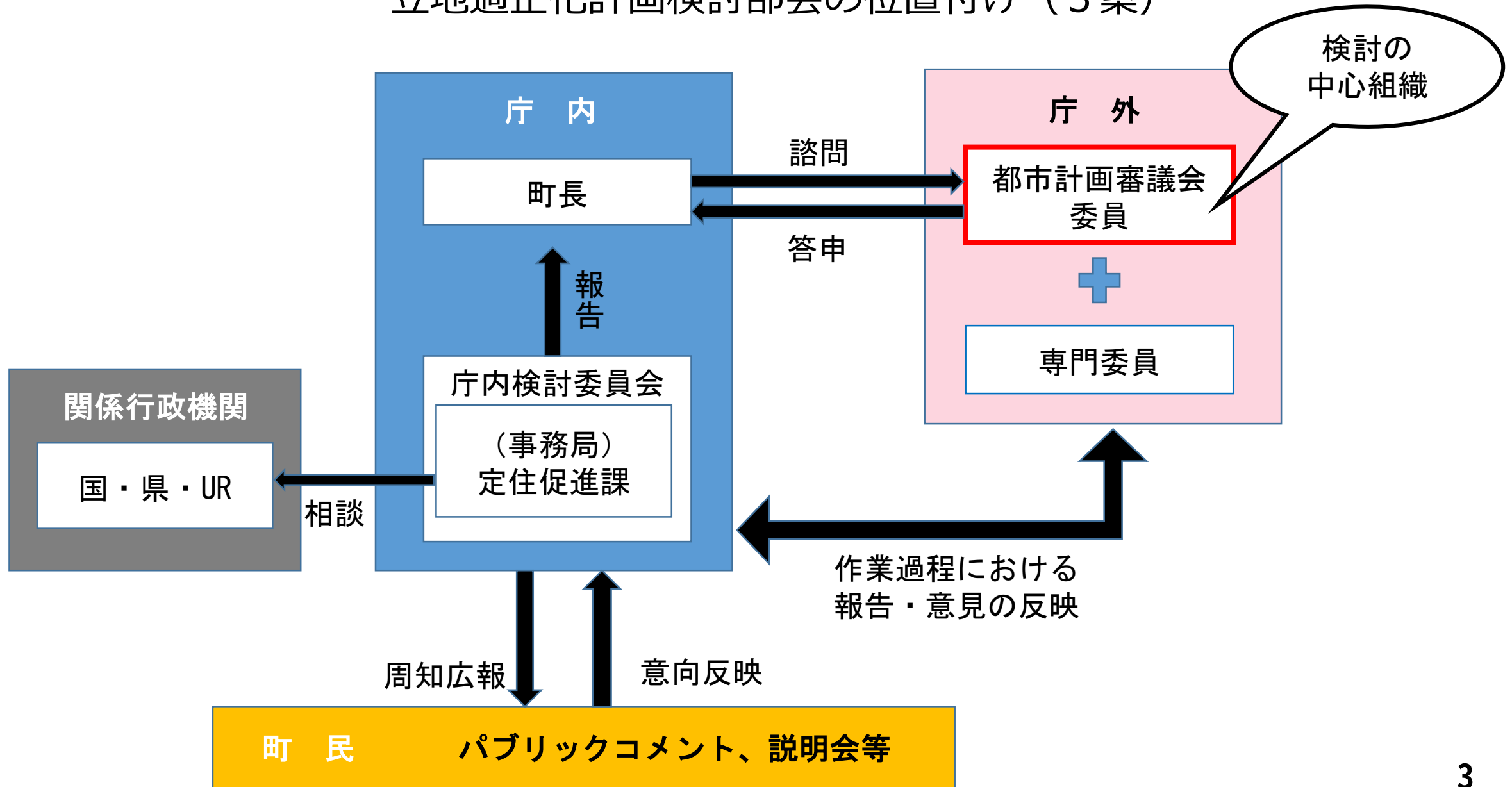
立地適正化計画検討部会の位置付け（1案）



立地適正化計画検討部会の位置付け（２案）



立地適正化計画検討部会の位置付け（3案）



基山町都市計画審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱（1 案用）

（趣旨）

第1条 この要綱は、基山町都市計画審議会設置条例（昭和45年条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、基山町都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 専門部会は、基山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置する。

（所掌事務）

第3条 専門部会は、審議会の所掌事務のうち、審議会が必要と認める事項について、専門的見地から調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第4条 専門部会は、条例第4条第2項の規定により町長が委嘱した委員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、副部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、専門部会の調査及び検討の結果を審議会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 部会長は、必要に応じ関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

基山町都市計画審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱（2案用）

（趣旨）

第1条 この要綱は、基山町都市計画審議会設置条例（昭和45年条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、基山町都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 専門部会は、基山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置する。

（所掌事務）

第3条 専門部会は、審議会の所掌事務のうち、審議会が必要と認める事項について、専門的見地から調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第4条 専門部会は、条例第3条第1項に規定する委員のうち会長が指名する委員及び条例第4条第2項の規定により町長が委嘱した委員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、副部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、専門部会の調査及び検討の結果を審議会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 部会長は、必要に応じ関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。